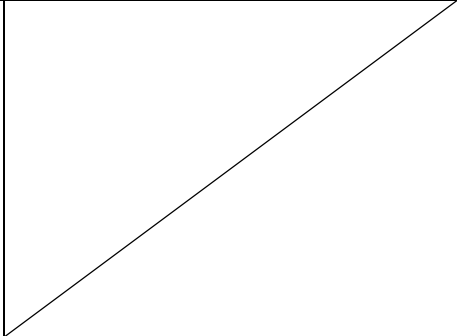


宇部市公文書等管理条例（素案）に対するご意見（パブリックコメント）

該当条項	意見	回答	採用の可否	修正前	修正後
全体	<p>特定歴史公文書の保存、利用等については、8ページ以降の第3章で詳しく定められていますが、特定歴史公文書に指定される前の公文書に係る「利用」に関して、どのように取り扱われるのかよく分かりません。</p> <p>公文書は情報公開条例で対応するということなのでしょう。そうであれば、特定歴史公文書に関しても、情報公開条例を詳しく改正して対応することにはいけないのでしょうか？</p>	<p>特定歴史公文書に指定される前の公文書の利用については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の趣旨に基づき制定した宇部市情報公開条例により既にその運用をしていることから、お見込みのとおり、これまでどおり宇部市情報公開条例で対応することとなります。</p> <p>一方で、特定歴史公文書については、別の法律である「公文書等の管理に関する法律」において、その保存、利用等を定めていることから、新たな条例を制定し、対応すべきものと考えています。</p>	参考意見		
全体	<p>現在の「宇部市文書取扱規程（昭和五十一年三月二十九日規程第二号）」と本条例（素案）の関係は、どうなりますか？</p>	<p>これまで、本市の公文書の取扱いについては、市長部局においては「宇部市文書取扱規程」で、また各行政委員会等においても、それぞれの規程で定めていました。</p> <p>本条例の制定後は、本条例が公文書の取扱いに関する市全体のルールと位置づけられることとなります。</p> <p>また、本条例第10条で「公文書の管理に関する定め」を設けることとしており、この規定に基づき、現行の「宇部市文書取扱規程」を改正し「宇部市公文書管理規程」を定める予定としています。</p>	参考意見		

<p>第7条 第2項</p>	<p>「電子情報処理組織」という文言は、一般的な文言なのでしょうか？ 私はすぐには分かりませんでした。</p> <p>まだ一般的文言でないとするれば、例えば第2条第2項の「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」のような脚注を設けられてはいかがでしょうか。</p>	<p>「電子情報処理組織」とは、一般的にはインターネット、メール、システムなど、市のコンピュータと市民の方のコンピュータを繋ぐネットワークを表すときに使用する用語ですが、今回の公文書ファイル管理簿の公表については市ウェブサイトを利用して公表することを予定しているため、「インターネット」という表記に変更したいと考えています。</p>	<p>採用</p>	<p>(公文書ファイル管理簿)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、市規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項(宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号。以下「情報公開条例」という。)第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、一般の閲覧に供するとともに、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により公表しなければならない。</p>	<p>(公文書ファイル管理簿)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、市規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項(宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号。以下「情報公開条例」という。)第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、一般の閲覧に供するとともに、<u>インターネットの利用その他の方法</u>により公表しなければならない。</p>
--------------------	--	--	-----------	--	---

<p>第11条 第3項</p>	<p>漏えい防止のための必要な措置がなされる個人情報、生存する個人に関する情報だけなのでしょうか？死亡した個人の情報は保護されないのでしょうか？</p> <p>また、生存しているかどうかは、どのように調査するのでしょうか？現在ならマイナンバーで可能ということでしょうか。</p>	<p>第11条第3項に規定する個人情報に、死亡した個人の情報を含めていないのは、「個人情報の保護に関する法律」が、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」に限っているからです。</p> <p>しかしながら、市民が利用することができない情報として第13条第1項第1号イに規定する「情報公開条例第7条第2号に掲げる情報」には、生存する個人の情報だけでなく、死亡した個人の情報も含まれます。</p> <p>よって、死亡した個人の情報も同様に保護されることとなります。そのため、特に生死の調査も行いません。</p>	<p>参考意見</p>	<p>(特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第11条 市長は、特定歴史公文書について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 市長は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>第11条 第3項</p>	<p>保護される個人情報には、市長名など公人の氏名も含まれるのでしょうか？</p>	<p>市長名などの公人の氏名については、職務の遂行に係る情報であれば保護の対象とはなりません。</p>	<p>参考意見</p>	<p>4 市長は、市規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>	

<p>第12条</p>	<p>「特定歴史公文書の利用」とは、どういったことを想定されていますか？ 情報公開とは違うのでしょうか？</p>	<p>「特定歴史公文書の利用」は、基本的には情報公開請求と同様に、利用者からの請求に対し、特定歴史公文書の「閲覧」や「写しの交付」を想定しています。</p>	<p>参考意見</p>	<p>(特定歴史公文書の利用を請求する権利) 第12条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書の利用の請求をすることができる。</p>	
<p>第24条</p>	<p>「利用の促進」について、具体的にはどのような方法を想定していらっしゃるのでしょうか？ 積極的に展示会などを開催されるのでしょうか？</p>	<p>現時点では、特定歴史公文書の名称などを記載した目録を作成し、それを市民閲覧コーナーに設置するとともに、市ウェブサイトで公表することを想定しています。</p>	<p>参考意見</p>	<p>(利用の促進) 第24条 市長は、特定歴史公文書（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	